

合併後の住所表示について

田主丸町、北野町、城島町、三瀨町の住所表示は
次のように変わります。
久留米市の住所表示は変わりません。

※「住所」には、事務所や事業所の所在地を含みます。
※本籍の表示についても、住所表示と同じように変わります。

(住所表示例)

浮羽郡田主丸町大字田主丸〇〇番地	➔	久留米市田主丸町田主丸〇〇番地
三井郡北野町大字中〇〇番地	➔	久留米市北野町中〇〇番地
三瀨郡城島町大字檜津〇〇番地	➔	久留米市城島町檜津〇〇番地
三瀨郡三瀨町大字玉満〇〇番地	➔	久留米市三瀨町玉満〇〇番地

・旧郡名を久留米市にし、大字を削除する形態となります。



合併後の郵便番号は変わりません。



合併後の電話番号は変わりません。

市町村合併証明書(住所表示変更証明書)を
無料交付します。

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書を2月7日(月)から
無料交付します。必要な方は、次の窓口に申請してください。

- 久留米市役所市民課
- 各総合支所市民生活課
- 各市民センター